

令和 5 年 度

広島市公営企業会計決算
審査意見書

水道事業会計

下水道事業会計

安芸市民病院事業会計

広島市監査委員

広 監 第 5 8 号
令和 6 年 9 月 5 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市監査委員	古 川 智 之
同	井 戸 陽 子
同	定 野 和 広
同	石 田 祥 子

令和 5 年度広島市公営企業決算の審査意見について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により審査に付された令和 5 年度広島市公営企業（水道事業・下水道事業・安芸市民病院事業）の決算並びに証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類について、広島市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

	ページ
第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	1
第 3 審査の着眼点	1
第 4 審査の実施内容	1
第 5 審査の結果	1
水道事業会計	3
1 業務の状況	4
(1) 普及状況	4
(2) 給水量等	5
2 予算の執行状況	6
(1) 収益的収入及び支出	6
(2) 資本的収入及び支出	7
(3) 建設改良費の状況	9
(4) 企業債の状況	10
(5) 一般会計からの繰入状況	11
3 経営成績	12
(1) 収支の状況	12
(2) 収益について	13
(3) 費用について	16
(4) 料金回収率等の状況	19
(5) 損益及び営業収支比率等の状況	20
4 財政状態	22
(1) 資産・負債・資本の状況	22
(2) 利益剰余金等の状況	23
(3) 運転資金の状況	24
5 キャッシュ・フローの状況	25
6 財政収支計画との比較	26
7 むすび	27
資料編	29
下水道事業会計	51
1 業務の状況	52
(1) 普及状況	52
(2) 年間処理水量	54
2 予算の執行状況	55
(1) 収益的収入及び支出	55
(2) 資本的収入及び支出	56
(3) 建設改良費の状況	58
(4) 企業債の状況	59
(5) 一般会計からの繰入状況	60

3 経営成績	61
(1) 収支の状況	61
(2) 収益について	62
(3) 費用について	65
(4) 経費回収率等の状況	68
(5) 損益及び営業収支比率等の状況	69
4 財政状態	71
(1) 資産・負債・資本の状況	71
(2) 利益剰余金等の状況	72
(3) 運転資金の状況	73
5 キャッシュ・フローの状況	74
6 中期経営プラン（経営計画）との比較	75
7 むすび	76
資料編	77
 安芸市民病院事業会計	 107
1 業務の状況	108
(1) 診療科目数及び病床数	108
(2) 患者数及び病床利用率	108
2 予算の執行状況	110
(1) 収益的収入及び支出	110
(2) 資本的収入及び支出	111
(3) 企業債の状況	113
(4) 一般会計からの繰入状況	114
3 経営成績	115
(1) 収支の状況	115
(2) 収益について	117
(3) 費用について	120
(4) 損益及び医業収支比率等の状況	125
4 財政状態	127
(1) 資産・負債・資本の状況	127
(2) 欠損金等の状況	128
(3) 運転資金の状況	129
5 キャッシュ・フローの状況	130
6 むすび	131
資料編	133

(注)

- 1 本文中及び図表中の額は、原則として、億円又は万円単位とし、単位未満の端数を切り捨てている。したがって、内訳を合計した額が合計欄の額等と一致しない場合がある。
また、資料編の額は、原則として、円単位としている。
- 2 上記の額以外の数値は、原則として、表示単位未満の端数を四捨五入している。したがって、内訳を合計した数値が合計の数値と一致しない場合がある。また、普及率等の比率の増減については、四捨五入した比率を基に求めている。
なお、該当数値がないもの又は算出不能なものは、「－」で示している。
- 3 下水道事業における数値は、原則として、公共下水道に係る数値に特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び市営浄化槽に係る数値を加えたものであるが、相違する場合はその旨を注記している。
- 4 消費税及び地方消費税相当分については、原則として除く取扱いとしているが、含む場合はその旨を注記している。

第 1 審査の対象

1 公営企業決算

令和 5 年度広島市水道事業決算

同 下水道事業決算

同 安芸市民病院事業決算

2 証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

(1) 証書類

(2) 令和 5 年度事業報告書

(3) 政令で定めるその他の書類

ア キャッシュ・フロー計算書

イ 収益費用明細書

ウ 固定資産明細書

エ 企業債明細書

第 2 審査の期間

令和 6 年 7 月 10 日から同年 8 月 20 日まで

第 3 審査の着眼点

決算並びに事業報告書及び政令で定めるその他の書類がいずれも地方公営企業関係法令に適合し、かつ、正確であるか、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているかという観点から審査した。

第 4 審査の実施内容

市長から審査に付された決算並びに事業報告書及び政令で定めるその他の書類について、地方公営企業関係法令に適合して作成されているかを確認し、証書類と照合するとともに、既に実施した財務監査及び例月出納検査の結果も踏まえ、関係職員から説明を聴取するなどして審査した。

第 5 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、決算並びに事業報告書及び政令で定めるその他の書類は、いずれも地方公営企業関係法令に適合して作成されており、かつ、その計数は正確であり、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を明瞭に表示していることを認めた。

各公営企業の経営成績、財政状態等及びそれに対する意見は、次ページ以降に述べるとおりである。

なお、財務監査等の結果として報告した事項（指摘及び意見）については、速やかに必要な措置等を講ずるとともに、他にも同様な問題がないか点検を行うなど、再発防止等に取り組まれない。

